

公 示 公 告

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名
最高裁判所公邸測量及び境界確定業務
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
「仕様書」（別添「見積り合せ要領」2 (2)の場所で交付する。）のとおりに
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおりに

見積り合せ要領

件 名：最高裁判所公邸測量及び境界確定業務

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は，最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成27年12月4日に公示公告した最高裁判所公邸測量及び境界確定業務に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し，遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は，裁判所から提供を受けた文書，データ等すべて（本要領のほか，追加資料を含む。以下，総じて「裁判所提示文書」という。）について，第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず，裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告，宣伝，販売促進，広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は，本要領の内容を十分に了知の上，裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 最高裁判所公邸測量及び境界確定業務

(2) 仕様書交付場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

(3) 内容，納入期限及び納入場所

(2)で交付する「仕様書」のとおり

(4) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成27年12月14日（月）正午まで（郵送又はファクシミリによる提出可）

ファクシミリの場合は，追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

(2)と同じ

3 参加者は，上記2(4)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお，見積金額は，消費税課税業者については，消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし，消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には，消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 その他の提出書類

(1) 提出書類

平成25・26・27年度最高裁判所競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において，D等級を有することの証明書の写し，若しくは，裁判所の平成27・28年度における「測量，建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務」の一般競争（指名競争）参加者資格のうち，「測量」業務の資格を有することの証明書の写し。

(2) 提出期限及び場所

2の(4)と同じ

5 見積書及びその他の提出書類の提出期限（2(4)ア）を徒過した場合は，無効とします。

6 契約の相手方について

(1) 受注者は，見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が，裁判所が定めた予定価格以内で，最低の金額の見積りをした者としてします。

- (2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。
- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：長田綾子）

電 話 03 - 3264 - 5864（ダイヤルイン）

FAX 03 - 3234 - 0923

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成27年12月10日（木）正午

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。